鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第87号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加え、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前

### (入居の申込書等)

## 第2条 略

- 添付(第2号に掲げる書類にあっては提示)しなけ ればならない。
- (1) 略
- (2) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。 以下「令」という。) 第1条第3号イからホまで に規定する者(以下「控除対象者」という。)が ある場合において、前号の書類で控除対象者の証 明ができないときは、これを証明する書類

(3)~(6) 略

3~5 略

# (連帯保証人)

### 第6条 略

- 2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証 2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証 人の連署を免除することができる場合は、入居決定 者が次に掲げる者である場合とする。
  - (1) 略
  - (2) 第3条の2第2項の規定に該当する者
- (3) 略
- 3~5 略

(入居の申込書等)

#### 第2条 略

- 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を 添付(第2号に掲げる書類にあっては提示)しなけ ればならない。
  - (1) 略
  - (2) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。 以下「令」という。) <u>第1条第3号イからへ</u>まで に規定する者(以下「控除対象者」という。)が ある場合において、前号の書類で控除対象者の証 明ができないときは、これを証明する書類

(3)~(6) 略

3~5 略

# (連帯保証人)

#### 第6条 略

- 人の連署を免除することができる場合は、入居決定 者が次に掲げる者である場合とする。
- (1) 略
- (2) 第3条の2第2項第1号又は第2号の規定に 該当する者
- (3) 略
- 3~5 略

#### (入居の承継の承認)

- 第6条の3 同居者は、条例<u>第9条の3第1項</u>の規定|第6条の3 同居者は、条例<u>第9条の3</u>の規定により により入居の承継の承認を受けようとするときは、 当該入居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営 住宅入居承継承認申請書(様式第10号の3)を知事 に提出しなければならない。
- の承継の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認 書(様式第10号の4)を申請者に交付するものとす る。

### (暫定居住の承認)

- 第6条の3の2 同居者は、条例第9条の3第4項後 段の規定により6月以内の居住の承認を受けようと するときは、入居者の死亡又は退去の事実発生後速 やかに県営住宅暫定居住承認申請書(様式第10号の 4の2)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、条例第9条の3第4項の規定により6月 以内の居住の承認をしたときは、県営住宅暫定居住 承認書(様式第10号の4の3)を申請者に交付する ものとする。

### (家賃等の納付の方法)

- 第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第|第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第 21条の3第3項において準用する場合を含む。)の 規定による家賃及び条例第24条の19において準用す る条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条 例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をい う。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭 和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替 の方法(以下「口座振替の方法」という。)によっ て納付する場合を除き、納入通知書によりしなけれ ばならない。
- 者は、県営住宅家賃口座振替依頼書(様式第10号の 7)を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代 理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼 書(様式第10号の8)を知事に、それぞれ、提出し なければならない。

#### (入居の承継の承認)

- 入居の承継の承認を受けようとするときは、当該入 居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営住宅入 居承継承認申請書(様式第10号の3)を知事に提出 しなければならない。
- 2 知事は、条例<u>第9条の3第1項</u>の規定により入居 2 知事は、条例<u>第9条の3</u>の規定により入居の承継 の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認書(様 式第10号の4)を申請者に交付するものとする。

#### (家賃等の納付の方法)

- 21条の3第3項において準用する場合を含む。)の 規定による家賃及び条例第24条の19において準用す る条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条 例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をい う。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭 和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替 の方法(以下「口座振替の方法」という。)又は同 令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込み の取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号) 第1条の規定による自動払込みによるものに限 る。)の方法(以下「自動払込みの方法」とい う。)によって納付する場合を除き、納入通知書に よりしなければならない。
- 2 家賃を口座振替の方法によって納付しようとする 2 家賃を口座振替の方法又は自動払込みの方法によ って納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替 (自動払込み)依頼書(様式第10号の7)を指定金 融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関 に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書(様式第 10号の8)を知事に、それぞれ、提出しなければな らない。

### (県営住宅駐車場の暫定使用の承認)

- 第16条の8の2 同居者は、条例第24条の19において 読み替えて準用する条例第9条の3第4項の規定に より県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認を受け ようとするときは、県営住宅駐車場暫定使用承認申 請書(様式第33号の2)を知事に提出しなければな らない。
- 2 知事は、条例第24条の19において読み替えて準用 する条例第9条の3第4項の規定による県営住宅駐 車場の6月以内の使用の承認をしたときは、その旨 を申請者に通知するものとする。

様式第10号の4(第6条の3関係)

県営住宅入居承継承認書

第号

樣

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職氏名印

記

略

様式第10号の4の2 (第6条の3の2関係) 県営住宅暫定居住承認申請書

職氏名様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を 受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

氏 名

(電話

記

入居者(名義人)氏名	
入居者(名義人)との関係	
入居者(名義人)の死亡又	
は退去の日	
居住を必要	
とする理由	

様式第10号の4(第6条の3関係)

県営住宅入居承継承認書

<u>受第号</u>

樣

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名

印

記

略

居住を希望する者								
申請者・同居	続	生年	職	業	収	χ		
者氏名	柄	月日	(勤豬	(勤務先)				

- 添付書類 1 入居者(名義人)と申請者の関係を 証明する書類
  - 2 入居者の死亡又は退去の事実を証明 する書類
  - 3 申請者及び同居者の収入を証明する 書類

## 様式第10号の4の3 (第6条の3の2関係)

県営住宅暫定居住承認書

第 号

樣

年 月 日付けで申請のあった6月以内の居住については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第4項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名

EП

記

居住	期間		年	月	日から	年
		月	日	まで		
条	件		年	月	日までに	退去する
		こ。	٢			

### 様式第10号の7(第7条関係)

# 県営住宅家賃口座振替依頼書

年 月 日

取扱金融機関 御中

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付し たいので、下記のとおり依頼します。

## 略

指定	略		
預金	ゆうち	金融機関名	店舗名
口座	ょ銀行	預金種別	口座番号
等	<u>以外の</u>	1 普通 2	
	金融機	当座 3 その	
	関	他	
	ゆうち	通帳記号	通帳番号

様式第10号の7(第7条関係)

# 県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書

年 月 日

取扱金融機関 (郵便局) 御中

県営住宅の家賃を口座振替<u>(自動払込み)</u>の方法 によって納付したいので、下記のとおり依頼しま す。

略

指定	略		
預金	金融機関	金融機関名	店舗名
口座		預金種別	口座番号
等		1 普通 2	
		当座 3 その	
		他	
	郵便局	通帳記号	通帳番号

	<u>ょ銀行</u>									
	口座振替	盟始年日		 表替日		· 振替 ( 白電	加払込み)開始 <sup>2</sup>	主目	振替日	
略	口圧派目	717H T- / 1	3/1	инн		略	<u> </u>	<u>:////////////////////////////////////</u>	T/1	ЖНЦ
略						略				
	替事項							<u>辰込み)</u> 事項		
1 ~ 3	路					1 ~ 3	3 略			
様式第10	0号の8(第	第7条関係)				様式第1	0号の8(第	第7条関係)		
県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書						県営住宅家	<b>賃納入通知書等</b>	送付依賴	書	
			年	月	日				年	月 日
職氏	• —	様 					氏名 	様		
		看を口座振替の 5に注せされる						看を口座振替 <u>(Ⅰ</u> ≒いのズ・*/ *:		
		こに送付される 間に納入通知書						こいので、私あ <sup>っ</sup> こ下記の金融機関		
	この玉煕懐ら		スは蝦蛄	.,, — ,	, 守で			こ下記の玉融機! テープ等を送付!		
略	7 ( 12 2 )	••				略		7 0 0 0 0 11	0 ( \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
		記								
指定	略					指定	略			
預金	ゆうちょ	金融機関名	店舗	相名		預金	金融機関	金融機関名	店舗	名
口座	銀行以外	預金種別		座番号	7	口座		預金種別		<b>座番号</b>
等	<u>の</u> 金融機 	1 普通 2				等		1 普通 2		
	関		· ග					当座 3 その	ש	
		他						他		
	ゆうちょ	通帳記号	追	動帳番号	<del>-</del>		郵便局	通帳記号	通	<b>帳番号</b>
	<u>銀行</u>									
				·						
	口座振替開	始年月	振替	昭	3		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>払込み)</u> 開始	振替	略
略			日			年月			日	
略						略				
注						注				
1 略			任 一 一 '	= ± ± / +-	<b>.</b>		各の体を表し	1 B***	<del></del>	E
	2 この依頼書は、県営住宅家賃口座振替依頼書を							は、 <u>県営住宅家</u> ( 5.世出した全跡		
-	提出した金融機関の承諾を受けた後提出してくだ さい。							を提出した金融 是出してください		<u> 即                                   </u>
	-0					ни			0	
様式第29	9号(第16条	系の2関係)				様式第2	.9号(第16条	条の2関係)		
		(表)						(表)		
			争	<u></u>	묵				第	묵

立入検査員証

立入検査員証

所属

職名

氏名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項(第24条の19において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅及び駐車場の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

職氏名 印

(裏)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する 条例(抜すい)

(住宅の検査)

第23条 略

2~4 略

5 第1項及び第3項の検査において、現に居住 の用に供している県営住宅に立ち入るときは、 あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得 なければならない。

様式第33号の2 (第16条の8の2関係)

県営住宅駐車場暫定使用承認申請書

年 月 日

職氏名様

駐車場区画決定番号 番

次のとおり駐車場の6月以内の使用の承認を受けたいので、申請します。

		_ `	1 413 0 0					
申	住	Т	F				フリカ・ナ	
込		ļ	営住宅		7	日地	氏名	
者	所		棟	号				
車を	を使月	Ħ				申记	∆者と	
する	3者0	D				の陽	葛係	
氏名								

	駐車自動車	別紙	低「自動車検査証」の写しの				
		とおり					
駐	申込者欄の	1	所有者より購入したが名義				

所属

職名

氏名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項(第24条の19において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅及び駐車場の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

鳥取県知事印

(裏)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する 条例(抜すい)

(住宅の検査)

第23条 略

2~4 略

車	氏名又は車	変更が済んでいない。					
す	を使用する	2 同居家族	の名義にし	してし	١		
る	者の氏名と	る。					
自	自動車検査	3 購入予定	( 年	月	日		
動	証の使用者	まで)					
車	の氏名が異	4 その他 (					
	なる場合						
	は、その理						
	曲						

### 備考

- 1 申込者は、暫定居住の承認申請を行う同居者 名義に限ります。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 自動車検査証の写し(車の所有者、車の 大きさ等を確認します。)
  - (2) 県営住宅駐車場使用決定通知書

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び様式第29号の改正は、公布の日から施行する。